

互理町社会福祉協議会ふれあいいいききサロン「あづまっせ」活動費助成実施要綱

(目的)

第1条 地域においてボランティア、参加住民が主体となり、住民だれもが地域で社会参加が図られ、近隣同士の助け合いや結び付きが育まれるよう地域のふれあい、交流拠点づくりを行うことを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成対象は、つぎに掲げる要件を備えた団体およびグループとする。

- (1) 助成を受ける団体・グループは、様式(1)により事前登録し、承認を得ること。
- (2) 基本的に開催は地区単位であること。
- (3) 参加希望者の制限を行わず、地区住民への働きかけを行うこと。
- (4) 内容の偏りがなく不特定多数の方が参加できる内容であること。
- (5) 原則として、参加者が歩いて集うことができる場所での開催であること。
- (6) 年6回以上開催すること
- (7) 地域で支えあえる関係性を構築できる内容であること。
- (8) 参加者に対して参加費を徴収すること。
- (9) 参加者は概ね10人以上とし、地域の規模や会場スペースに応じたものであること。
- (10) 他団体の助成を受けていないこと。(地区からの援助は除く)

(助成の金額および対象経費)

第3条 助成金額は、基礎活動費と実績活動費を合算した額とし、対象経費はつぎのとおりとする。

- (1) 基礎活動費 施設使用料(冷暖房費含む)、活動に係る保険料の実費額
- (2) 実績活動費 助成金額は、参加者数によって下記により定める。ただし、領収書額が助成金額を下回った場合には領収書額を助成する。

参加人数	15人まで	16人～20人まで	21人以上
実績額	1,000円	2,000円	3,000円

助成対象経費は、謝金、材料費、茶菓代

- (3) 限度額 基礎活動費は1ヶ月2,000円、年度内20,000円を限度とする。
実績活動費の1ヶ月の限度額は上記のとおりとし、年度内30,000円を限度とする。

(助成金の申請)

第4条 サロンの実施者は、様式(2)により、本会に助成金の申請をするものとする。申請書に記載する経費については、原則として領収書または、レシートの添付を必要とする。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。